雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給申請書の提出書類について

**ハローワーク帯広**

申請期限を過ぎますと、いかなる場合も申請書の受理はできませんのでご留意願います。

※申請期限：判定基礎期間の末日の翌日から起算して２か月以内

〈提出書類〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** |  | 休業等支給申請書【様式第５号（１）】 |
| **２** |  | 休業等助成額算定書【様式第５号（２）】または【様式第５号（２）の２】【様式第５号（２）】　　→雇用保険料の算定基礎となった賃金総額で助成額を算定する場合【様式第５号（２）の２】→実際に支払った休業手当等の額により助成額を算定する場合 |
| **３** |  | 休業・教育訓練　実績一覧表及び時間外労働等の実施状況に関する申出書【様式第５号（３）】 |
| **４** |  | 支給要件確認申立書【共通要領様式第１号】 |
| **５** |  | 雇用調整助成金支給申請合意書（訓練実施者）【様式第１３号】（教育訓練の場合） |

　　　　※事業所控えが必要な場合は２部作成し、うち１部を提出して下さい。

**◎上記申請書類の様式については厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。**

**様式は最新のものを裏面も含めて印刷してください。**

〈添付書類〉

●共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **Ａ** |  | 賃金台帳等（休業手当、教育訓練時に支払われた賃金、通常の賃金、所定外労働に対する賃金等が明確に区分されたもの）**（初回については判定基礎期間分とその前３か月分を提出）** |
| **Ｂ** |  | 出勤簿、タイムカード等（労働日・休日及び休業・教育訓練の実績が明確に区分され、日ごとまたは時間ごとに確認できるもの。ほか、シフト制、交代制、変形労働時間制をとっている場合は「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類も提出） |
| **Ｃ** |  | 直近確定年度分の労働保険料確定保険料申告書または労働保険料算定基礎賃金等の報告及び労働保険料納入通知書**（初回のみ。なお【様式第５号（２）の２】により、実際に支払った休業手当等の額により　助成額を算定する場合には不要）** |
| **Ｄ** |  | 雇用調整助成金「対象労働者数」に関する確認票（北海道労働局独自様式） |

●教育訓練の場合

〈事業所内訓練〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **Ｅ** |  | カリキュラム、時間割 |
| **Ｆ** |  | 使用教材の写し（表紙・目次） |
| **Ｇ** |  | 各受講者の受講レポート等（訓練受講日、時間及び受講内容が明確なもの） |

〈事業所外訓練〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **Ｈ** |  | カリキュラム、時間割 |
| **Ｉ** |  | 受講料の支払いを証明する書類（受講料が支払われない場合は除く） |
| **Ｊ** |  | 各受講者の受講レポート等（訓練受講日、時間及び受講内容が明確なもの） |

　　　　※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

◎上記添付書類のうちＤの雇用調整助成金「対象労働者数」に関する確認票については、参考様式を北海道　　労働局のホームページよりダウンロードすることができます。様式は最新のものを印刷して利用ください。

●不正受給防止の観点から、提出後の届け出書類の差替えは認められません。

●代理人が申請を行う場合は委任状が必要となります。

**～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～**

**〒０８０－８６０９**

**北海道帯広市西５条南５丁目２番地「ハローワーク帯広　２階　６番窓口」**

**ＴＥＬ：０１５５－２３－８２９６（音声ガイダンスが流れますので「４２＃」を押してください）**

**ホームページ：**[**https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html**](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html)

**（雇用調整助成金の説明ページに厚生労働省、北海道労働局へのリンクもあります）**

(R５.8)